

岩手県告示第173号

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第60条第1項第6号の規定に基づき、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫を次のとおり指定し、平成25年4月1日から施行し、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫の指定（平成25年岩手県告示第69号）は、同年3月31日限り、廃止する。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫